

第1章 計画の概要

1.1 計画策定の背景・目的

自転車は、経費の節約、交通混雑の影響を受けないことによる移動時間の節約、二酸化炭素（CO₂）排出抑制に繋がる環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等の利用メリットがあり、身近で便利な交通手段として多くの市民が利用しています。近年では、スポーツ自転車、電動アシスト自転車やタンDEM自転車等の普及が進み、さらに、レンタサイクルやシェアサイクルの普及、災害時の移動手段としての活用等、自転車利用の多様化が進んでいます。このように、自転車は、人にも環境にも優しい移動手段として、日々の生活や余暇活動等、様々な場面で利用されています。

これまでの自転車の安全利用に関する取り組みとして、国は、自転車通行空間の整備、交通事故対策や放置自転車対策等を推進してきたところであり、本市においても同様な取り組みを行ってきました。しかしながら、近年の自転車関連事故件数は、全国で減少傾向にあるものの年間約80,000件（令和元年度（2019年））、宇部市でも毎年約400件発生しており、自転車通行空間の不足をはじめ、自転車の基本的なルールの周知不足、さらに放置自転車の常態化等、自転車に関連する多くの課題に直面しています。

このような中、国は、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ること等の新たな課題に対応するため、自転車の利用を増進し、交通におけるクルマへの依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成28年（2016年）法律第113号、以下「法」という。）を平成29年（2017年）5月1日に施行しました。

その後、法第9条に基づき、国の「自転車活用推進計画」が、平成30年（2018年）6月8日に閣議決定されました。また、法第10条及び第11条に基づき、都道府県・市町村（特別区を含む。）は、国の自転車活用推進計画を考慮しつつ、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努める旨が規定されています。

こうした動向を踏まえ、本市は、歩行者・クルマと共存できる安心・安全なまちを目指すため「宇部市自転車活用推進計画」を策定するものです。





1.2 計画の構成

本計画は、全6章で構成されており、以下に各章の概要を示します。

第1章 計画の概要

計画策定の背景と目的、計画の位置付け、区域、期間、関連する計画等、前提となる諸条件を示します。

第2章 近年の自転車情勢

自転車施策の変遷と交通ルール、自転車の利用状況、事故の発生状況、高額賠償事例、自転車保険、及び自転車のメリットを示します。

第3章 宇部市における自転車利用の現状と課題

本市の自転車利用状況と事故の発生状況を示し、これまでの自転車に関連する取り組みと市民の意識調査結果（アンケート）を示します。これらを踏まえて、自転車利用環境の現状を分析し、課題を整理します。

第4章 計画の基本方針 ～R I D E～

第3章で整理した課題の対策として4つの目標を掲げ、本市が定める基本方針「R I D E」を示し、各施策を体系的に整理します。



第5章 計画の実施 ～施策と講ずべき措置～

第4章で示した各施策の詳細について説明します。

- **走る (Run)** では、自転車ネットワーク路線の選定と実施の事業計画を示すとともに、駐輪環境整備や放置自転車対策の詳細を示します。
- **増やす (Increase)** では、自転車通勤の推進、健康増進効果の広報活動等、自転車利用者を増やす施策の詳細を示します。
- **広がる (Develop)** では、サイクリング環境の充実、広域サイクリングルート整備の推進や多様な自転車活用等の施策の詳細を示します。
- **学ぶ (Educate)** では、交通安全教室の拡充・充実、安全啓発活動の推進や自転車を安全に乗るための意識啓発について詳細を示します。

第6章 計画の実現に向けて ～計画の推進～

計画の推進について、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、計画の目標値と、目標達成に向けた実施スケジュールを示します。

1.3 計画の基本事項

1.3.1 計画の位置付け

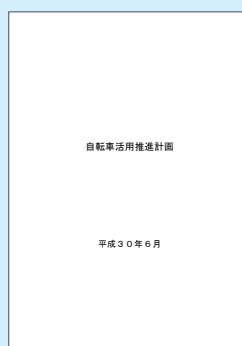
本計画は、法第11条に基づいて定めるもので、上位計画である国、山口県の自転車活用推進計画及び本市の関連計画との整合・連携を図り、本市の自転車政策に関する最上位計画として位置付けます。

上位計画

国 自転車活用推進計画
(平成30年(2018年)6月策定)

整合

山口県自転車活用推進計画
(令和元年(2019年)12月策定)



整合

宇部市自転車活用推進計画

整合・連携

宇部市の関連計画



- 宇部市にぎわいエコまち計画
- 宇部市都市計画マスタープラン
- 第二次宇部市環境基本計画
- 第10次宇部市交通安全計画
- 第四次宇部市総合計画後期実行計画
- 宇部市地域公共交通網形成計画
- 第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 宇部市立地適正化計画
- 宇部市中心市街地活性化基本計画 等





1.3.2 計画の区域

計画区域は、宇部市全域としますが、**第5章 5.1**の自転車ネットワーク計画については、市内中心部において優先的計画エリアを設定し、実施することとします。

1.3.3 計画の期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

また、令和6年度末（2024年度末）に施策の目標達成状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。計画完了となる10年後（2029年度）には計画全体を評価し、次期計画に向けた計画見直しを行います。

なお、自転車に関連する計画の改定等があった場合は、適宜計画の見直しを行います。

